

# 契約書作成における注意点

## ～業務委託契約等を中心に～

平成28年9月6日  
弁護士 鯉 沼 敦 規

### 第1 契約総論

#### 1 契約とは何か。

c f 申し込みの誘引

#### 2 私的自治の原則・契約自由の原則

契約書に記載のない事項について、民法等の実体法に基づき契約内容を確定。

#### 3 法令による制限

特定商取引法のクーリングオフ規定など。

#### 4 契約類型

##### (1) 民法に規定された13種類の典型契約

売買契約、賃貸借契約、委任契約など。

##### (2) 典型契約以外の契約類型—製造物供給契約など。

##### (3) 民法改正により明文化される予定の契約

ファイナンス・リース契約

フランチャイズ契約

### 第2 契約書を作成する理由

#### 1 依頼者のニーズの把握

e x) ・請負工事にとりかかる前に、口約束でなく工事内容を図面で確定させて、当該図面の内容に従った工事をして欲しい。

・新たな取引先と継続的に業務委託契約をする予定であるが、当社の商品以外の商品を取り扱った場合に、ペナルティーがあるような契約をしたい。

#### 2 依頼者に有利な契約条項の検討

損害の証明が困難なケースにおいて、損害賠償の予定の定め等。

- 3 紛争の予防  
請負工事内容、請負代金の明確化など。

### 第3 契約書の作法

- 1 作成通数  
各契約当事者に1通手元に残るように複数作成する。
- 2 割印・契印・捨印
- 3 印紙税法

### 第4 業務委託契約について

- 1 適用法令  
契約内容の実体により適用法令を判断する。
- 2 行政書士が依頼を受ける際の「業務委託契約」の法的性質  
委任か請負か？  
契約自由の原則→依頼者と契約書を交わす重要性

c f 弁護士委任契約書

- 3 業務委託契約書作成のポイント
  - (1) 報酬について  
いかなる業務の対価として、いくらを請求するのか明記する。
  - (2) 実費について
  - (3) 依頼者の都合により契約が解除となった場合の清算について  
着手金が発生する場合には、返還をしないこと等を明記する。
  - (4) 具体例

#### 第●条 報酬

- 1 甲は、乙に対し、本件業務の対価として、着手金●円、報酬金●円を支払うこととする。

- 2 甲は、乙に対し、契約締結後●日以内に着手金を支払う。  
報酬金については、甲は、乙に対し、本件業務の完了後●日以内に支払う。
- 3 報酬の支払いは、乙の指定する銀行口座に振込みの方法によって行う。
- 4 着手金については、いかなる理由があっても、甲は返還を求めることが出来ず、乙は返還を要しない。

#### 第●条 必要経費の負担

甲は、乙が本件業務のために支出した交通費、貼付印紙・証紙代その他必要経費の実費額の一切を負担することとし、乙が請求した後●日以内に支払う。

#### 第●条 契約の解除

甲及び乙は、相手方が本件契約に違反した場合、または、著しい不信行為があった場合には、本件契約を解除することができる。

### 第5 建設工事等の請負契約について

- 1 民間建設工事標準請負契約約款の存在  
中央建設業審議会が作成

- 2 契約書作成のポイント（資料1参照）

- (1) 「発注者」「受注者」を明記する。
- (2) 「1. 工事名」「2. 工事場所」を記載する。
- (3) 「3. 工期」については、着手・完成・引渡の3点をも記載する。
- (4) 「4. 請負代金額」「5. 支払方法」については、仕事を完成しなければ報酬を得ることができない点に留意する。

c f 雇用契約：労働者が労務を提供している限り、労働の成果の如何を問わず定められた報酬を得ることができる。

委任契約：仕事の完成に関係なく、仕事の処理の程度に応じて報酬が与えられる。

- 2 工事図面について

### 第6 事業承継（株式譲渡）について

- 1 事業承継の実態

- (1) 会社経営者の高齢化  
事業存続・雇用維持  
株式を一部手元に残せば会社経営にも参画できる  
相続税の資金確保
- (2) 他社との競争力の強化  
会社後継者不存在の場合、同業者等に事業承継するケースも増加

## 2 事業承継の種類

- ①株式譲渡、②事業譲渡、③株式交換等

会社経営者が親族等に会社の経営を譲渡する場合など、小規模な会社では、当該会社の株式を譲渡するという簡易な方法を採用することが多い。

なお、業界内の風評等が心配される場合には、事業承継の相手方との間で秘密保持契約を締結する必要がある。

秘密保持契約を締結する場合には、事業承継先に提供した情報のうち、いかなる事項が秘密に該当するのか、明確に特定することがポイント。

## 3 株式譲渡について

- (1) 後継者への事業承継の優遇制度

(経営承継円滑化法)

一定の要件のもと、現経営者から後継者に贈与等された自社株式について、遺留分算定の基礎財産から除外することが可能。

(制度趣旨)

相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められるおそれがある。当該リスクを回避。

- c f 相続による事業承継（株式の相続）について相続税について

一定の要件のもと、経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業について、その後継者が先代経営者から相続により自社株式を取得した際に、自社株式に係る相続税の80%の納税を猶予することができる。ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

- (2) 株式譲渡契約書作成のポイント

ア 譲渡対象の特定（資料2第1条）

e x) Aが所有するB株式会社の発行済普通株式1000株を譲渡する

イ 譲渡価格の明記（資料2第2条）

譲渡対象が特定されたら、当該株式をどういった価格で譲渡するかが重要な交渉事項となる。

譲渡価格についても交渉を行った上で、契約書に明記することになる。

会社の売却価格の決定方法（顧問税理士等の専門家の協力）

- ・簿価純資産法 簿価純資産額をそのまま使用
- ・収益還元法など 一定期間の収益を還元利回りで割り戻して算出

ウ クロージング条項（資料2第3条以下参照）

株式譲渡を実行する条件として、必要書類の受け渡しや代金決済、役員の変更、株主総会の承認、担保の設定など様々な事項を定める。

エ その他契約条項

秘密保持条項など

(3) 株式譲渡における税金

譲渡株主に対して、売買代金から取得費等の経費を控除した残金について、約20%の所得税・住民税が課税される。

第7 終わりに

行政書士の皆様の方が、弁護士よりも遥かに地域に根付いていること。

したがって、皆様が契約についての法律知識を深めることにより、市民に対するリーガルサービスが充実することは間違いないこと。

以上

参考文献

資料1 滝川宜信 著

業務委託（アウトソーシング）契約書の作成と審査の実務  
民事法研究会

資料2 阿部・井窪・片山法律事務所／編

契約書作成の実務書書式 企業実務家視点の雛形とその解説  
有斐閣